

## 財務省小山台住宅等跡地利用方針等説明会 議事録

1. 開催日 平成31年3月27日(水) 19:05～20:45

2. 場所 品川区立 小山台小学校 体育館

### 3. 出席

品川区企画部企画調整課

品川区子ども未来部保育課

品川区福祉部福祉計画課

品川区福祉部障害者福祉課

品川区都市環境部木密整備推進課

品川区防災まちづくり部公園課

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

東京都建設局公園緑地部計画課

東京消防庁総務部施設課

### 4. 議事録

○司会 ただいまより、財務省小山台住宅等跡地利用方針等説明会を開催させていただきます。スリッパが不足し大変申しわけございません。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私、本日の司会進行を務めさせていただきます品川区企画調整課、勝亦と申します。よろしく願いいたします。

こちらの会場は、4月の小山台小学校に入学される子供のための入学式の準備が進んでおり、紅白幕等の設置がされておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

本日は品川区、東京都より財務省小山台住宅等跡地利用方針などにつきまして、皆様にご説明をさせていただきます。また、進行の順序につきましては、お手元に配付の資料の下段にございますように、跡地利用方針の説明、施設・道路の計画の範囲等、全体のスケジュール等を説明させていただきます。資料が34ページと量がございますので、説明に少しお時間をいただきたいと思っております。その後、意見交換を予定しておりますので、ご意見、ご質問等はこちらの時間をお願いしたいと思います。

また、学校の会場の都合がございますので、終了予定時刻午後8時30分とさせていただきます。開始が5分遅れましたので、8時35分終了を目途に進めさせていただきます。

また、本日の内容につきましては、記録のために撮影、録音をさせていただきます。皆様の撮影、録音等についても特に制限は設けてございませんので、皆様でお願いいたします。

トイレ等につきましては、会場外になりますので、校舎入りまして左手になります。また施設内は禁煙でございます。

非常時は、避難路については我々職員のほうで誘導いたします。お入りになった入り口からの経路となりますので、よろしくをお願いいたします。

次に配付資料でございます。受付にて配付させていただきました資料、それからアンケートになります。お手元がない方、いらっしゃいましたら、お近くの職員に言っていただけたらお届けに上がります。またお手元のアンケートにつきましては、任意ではございますけれども、お帰りの際にはご記入いただき、ご提出いただければと思います。

初めに、出席者の紹介をさせていただきます。事業者、起立をお願いいたします。

まず、品川区より企画調整課でございます。続きまして、公園課でございます。木密整備推進課でございます。福祉計画課でございます。障害者福祉課でございます。保育課でございます。

続きまして、東京都より、東京都建設局でございます。東京都都市整備局でございます。

続きまして、東京消防庁でございます。

よろしくをお願いいたします。

それでは、まず品川区を代表いたしまして、品川区企画調整課長の柏原より、ご挨拶を申し上げます。

**○品川区企画調整課** 今、ご紹介いただきました品川区の企画調整課長、柏原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日はお忙しい中、財務省小山台住宅等跡地等利用方針等説明会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。本日はこの国有官舎等、東京都の土地も含めて、跡地の利用方針につきまして、東京都と品川区の考え方について、ご説明をさせていただきますたく、説明会を開催させていただいたところでございます。

この後、担当から説明をさせていただきますが、跡地の利用に関しまして、皆様方のご意見を伺いながら、どのような形で進めていったらよろしいか、今回の説明会の中でご意見を賜りながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思っております。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

**○司会** 続きまして、利用方針等につきまして、品川区企画調整課担当者よりご説明をさせていただきます。

**○品川区企画調整課** 本日、説明をさせていただきます品川区企画調整課、井上と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私から次第1から5に沿いまして、説明をさせていただきます。前のスライドでは少し字が小さい部分もございますので、配付した資料とあわせてご確認いただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、まず1、本説明会について、本説明会の趣旨、目的について説明させていただきます。次のスライドをご覧ください。

本説明会については、大きく2点についてご説明いたします。1つ目が財務省小山台住宅等の現状も含めて、これらの敷地の利用方針について、東京都及び品川区

にて作成した利用方針について、ご説明申し上げます。2つ目として、その利用方針に沿って現在検討を進めております各施設や道路整備の案について、ご説明いたします。本説明会の目的といたしましては、利用方針に関する周知及びその利用方法に関して地域の皆様からの意見を伺うことを目的としております。

次のスライドをご覧ください。続きまして、次第2に移ります。ただいま申し上げました小山台住宅等跡地利用方針について説明をさせていただきます。

初めに利用方針や方針策定の趣旨を説明いたします。この方針は財務省小山台住宅等の敷地について、品川区と東京都が今後の土地利用の考え方や用途などをとりまとめたものです。今後、この方針に沿って、関係機関が個別に詳細な検討、地元への説明を含めて調整を進めていくためのものとなります。平成30年10月31日付で策定しております。

次のスライドをご覧ください。利用方針における活用範囲及び現状について、説明いたします。本地区は大きく3つの跡地から構成されております。まず敷地北側の青い部分になりますけれども、こちら都有地である民生住宅跡地、0.5ヘクタールとなります。こちらの敷地は現在更地となっております。その南側、黄色い四角い部分が国の峰友寮0.15ヘクタールとなります。その南側全体が小山台住宅等跡地2.2ヘクタールの敷地となります。そのほかにも資料の下のほうにありますが、東京都建設局所有地がございます。これらの敷地の活用について、検討をいたしました。

次のスライドをご覧ください。続きまして、これらの跡地利用に関する経緯と、各関係機関の動きについてご説明いたします。まず、国の動きですが、平成23年に国家公務員宿舎の削減計画が公表されました。この削減計画の大きな目的の1つに東日本大震災の復興財源の確保、それから宿舎の管理コストの削減などの理由が挙げられております。その計画の一環として、平成24年に小山台住宅、峰友寮の廃止も決定され、平成27年には退去が完了したところです。この国の動きを受けて、品川区では道路拡幅、施設整備など防災や福祉機能などの充実のため、国に対して取得を希望してまいりました。あわせて、東京都も広域避難場所である林試の森公園の機能充実のため、また消防庁におきましては、荏原消防署小山出張所の老朽化に伴う移転用地として活用すべく、国に対して取得を要望しております。その流れを受け、平成28年に品川区、東京都、消防庁による林試の森公園周辺土地利用計画検討会を立ち上げ、本敷地の利用に係る検討・協議を行ってまいりました。

次のスライドをご覧ください。次に小山台公園も含めた荏原地区について、区がまちづくりの方針を定めたマスタープランにおいて、どのようなテーマ・方針を掲げているかという点について、ご説明させていただきます。荏原地区は地震に脆弱な市街地が広範囲に連なっているため、まずは木密地域の防災性の向上と避難の安全性の早期確保により、「命を守ることのできる防災都市づくり」を最重要課題としております。また、高齢化の進展を踏まえまして、商業や生活支援施設の集積などにより、「歩いて暮らせるまち、住み続けられるまち」への誘導を図り、また「多世代の交流を深めるまちづくり」を推進することとしております。その中でも武蔵小山駅周辺については、都市機能の強化、更新、集積並びに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある区の西の玄関にふさわしい複合市街地の形成を目指すこととしていただいております。

次のスライドをご覧ください。次に防災の観点から、本地区がどのように位置づけられているかをご説明させていただきます。林試の森公園は、図面の緑色の斜線部分に含まれておりまして、広域避難場所に指定されております。なお、広域避難場所とは、大地震などの際に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所としているところです。林試の森公園の本地区は、防災上重要な役割を担っているところですが、東京都区部の避難場所における1人当たりの避難有効面積の平均が3.35平米となっているところに対し、こちらの本地域ではまだ1.13平米にとどまり、低い水準であることから、広域避難場所の拡充が重要課題となっております。

次のスライドをご覧ください。今まで説明しました本地区におけるテーマ、広域避難場所としての機能を鑑みまして、本地区の土地利用の考え方をまとめているものがスライドのものになります。本地区の必要機能として、「災害時の安全性の確保」、「多様な人々の豊かな生活を支えるまちづくり」がこの地区に必要な機能と捉え、その下に示す防災機能、にぎわい交流・福祉の充実、緑豊かな空間の充実を3つの機能を拡充してまいります。具体的には防災の機能の充実では、公園の拡張や道路の拡幅、2番目のにぎわい交流・福祉の充実としては、施設の整備、交流のための空間形成、3番目として、緑豊かな空間の確保としては、施設と公園が連続した緑とオープンスペースの整備など、これらの拡充の方策を踏まえ、都及び品川区の施策を進めていくことといたしました。

次のスライドをご覧ください。お示ししました土地利用の考え方に沿って、導入施設や各機能を配置した図がこちらになります。まず、緑色の部分、敷地の西側の上部分及び小山台住宅の東側部分については、東京都が林試の森公園を拡張するエリアといたしました。赤い部分につきましては、品川区が地域交流スペースや防災備蓄倉庫、その他社会的施設等を整備するエリアとなっております。紫色の部分消防出張所の用地とし、その他青い点線部分については、公園に沿って道路拡幅・整備を行う部分として位置づけたものとなります。

次のスライドをご覧ください。今、お示しいたしました敷地の配置について、どのような考え方に基づいて配置を決めたのがご説明いたします。今回、配置を検討するに当たっては、複数の配置のパターンを作成し、品川区・東京都・消防庁においてさまざまな視点からどのような配置が最適かを検証いたしました。まず、今までご説明させていただいた安全なまちづくりの土地利用の考え方、広域避難場所の拡充の目的などから、1つ目の視点として、①どこに品川区の施設を配置することが、広域避難場所の機能拡充につながるかという視点で検証いたしました。広域避難場所については、火災が発生した際に一定期間、空地に待機する場所になっておりますけれども、公園の周辺で発生した複数の火災による輻射熱の影響を考慮し、避難場所内の避難空間として利用可能な空地の面積、いわゆる避難有効面積を建物の配置パターンごとに算出いたしました。パターンとしては、西側に配置、南西側に配置、南東側に配置、建物なしの4つを比較した表が左上の配置図になります。その結果として、右側、南東側及び西側では現行の有効面積よりも避難有効面積が増となるといった結果が出たところです。面積増の一番大きい西側では、1,500平米分の避難有効面積増という結果になっております。逆に建物なしの場合と南西側配置では、現状よりも避難有効面積が減となり、南西側で約3,000平米ほ

どの面積の減となるという相対的な結果、検証結果が出たところになっております。このように南東側西側に施設を配置することが効果的であるとの比較結果をもとに次の説明に移らせていただきます。

次のスライドをご覧ください。続いて、避難有効面積の比較検証結果をもとに、少し小さく申し訳ございませんが、図で示すように、大きくは西側に施設を配置するものと南東側に施設を配置するパターン、それも区施設、消防施設、合わせて計4パターンにて比較検討を行いました。比較する2点目の視点として、②区施設整備を行うに当たり、敷地を最大限活用できる場所とはどこかの検証を行いました。同じ土地面積を確保した場合でも、道路の接道条件や、土地の形状などにより、施設を設置した場合の日陰の規制や道路斜線による制限が異なります。そのため、設置できる延べ床面積に差が出ることとなります。あわせて③の視点として、消防出張所の設置においては、消防車の緊急出動時に左右二方向に出動できるかどうかといった条件で検証を行いました。左右二方向に出動できない場合、目的地に向かうルートが制限されるなどのことがございますので、緊急時の時間のロスを生じさせないためにそのような形をとらせていただきました。結果として、4パターンを比較した結果、②敷地の活用では、延べ床面積が6,000平米の場合と8,000平米が確保可能な場所があることがわかりました。また③の消防車の二方向出動においては、二方向に出動できる場所とできない場所があり、パターン比較においては、図の右側に示しておりますが、PLAN3が最大延べ床面積として8,000平米の確保、それから二方向出動が可能であるという結果になっております。

次のスライドをご覧ください。ご説明いたしました広域避難場所の機能拡充、敷地の有効活用、消防車の二方向出動といった観点に加えまして、小山台二丁目のにぎわい・交流空間の確保。具体的には近隣にはあまり集会などのスペースがございませんので、活動の場所を整備することを想定しております。あわせて公園の連続性確保による避難所機能の充実、具体的には公園が施設等で分断されていると、避難所として一体的な活用ができずに避難所の運営の観点からすると公園の部分はなるべく一体になっていることが望ましいという観点などの①から⑤の複数の観点を勘案しまして検討を行った上で、結果として、先に示しました西側に施設を配置する方向で東京都、品川区にて調整を行い、跡地利用方針としての配置の考え方をまとめさせていただきました。その他にも東側には小山台小学校がございまして、西側にも施設を整備することで、補完避難所や福祉避難所の機能を持つなどのメリットも想定されるものとなっております。

次のスライドをご覧ください。次は説明いたしました土地利用の考え方、配置案に加えまして、本地区の整備に関して配慮する主立った事項をお示しいたします。まずは避難経路の確保になります。道路拡幅などにより避難機能の拡充に加えまして、明確な避難を可能とするために、公園入口の拡大や区施設内についても緊急時には避難できるよう経路を設けるなどの配慮事項をとして方針に記載しております。次に安全な歩行空間の確保といたしまして、小山台住宅跡地の南西側の部分につきましては、現在7メートル程度の幅員の道路が整備されておりますが、今回、公園や施設の整備をするに合わせて、社会福祉施設、消防施設前、それから公園の園路などを活用して安全な歩行空間を確保するように考えております。さらに公園機能の向上としまして、公園の拡張に当たっては、既に開園している部分も含めま

して公園機能の向上を検討していくこととしまして、レクリエーション、スポーツ等の機能向上について検討していくこととしております。

次のスライドをご覧ください。最後に関連する都市計画公園の区域変更についてご説明いたします。先に説明した各施設及び公園の配置計画を行うに当たりまして、都市計画公園の区域について、整理を行いました。今回の計画に当たりましては、赤色で示した南側の国有地と西側の一部を目黒公園、林試の森公園になりますが、そちらに追加をいたします。また黄色で着色している区の施設整備を行う部分につきましては、都市計画小山台公園となっていたところを廃止しております。

以上、ここまでが次第の2番、小山台住宅等跡地利用方針の概要となります。また、利用方針の全文につきましては、品川区のホームページにも掲載されておりますので、そちらをご覧くださいいただけます。

次のスライドに移らせていただきます。引き続き、3、各施設・道路計画の計画案について、ご説明いたします。

まず、品川区の施設機能案をお示しいたします。上段の赤字で記載したとおり、施設機能については、現在の区の考え方を示したものであります。意見を伺い、さらに内容を整理していきたいと考えております。区の考え方として、まず施設整備の目的としましては、地域・防災・福祉機能を備え、防災の強化、人々が交流・生活する施設としております。施設機能の案といたしましては、以下の5つの機能を想定しております。地域交流スペース、防災備蓄倉庫、保育園、それから高齢者施設として地域密着型特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、認知症グループホーム、障害者施設として児童発達支援センター、就労継続支援B型施設となっております。1つ1つの機能は小規模なものと考えております。

次のスライドをご覧ください。今、挙げました機能を導入した場合の施設の配置案をお示しいたします。施設配置につきましては、こちらにも上のほうに赤字で書かせていただきましたが、通常公募により最適な配置を検討していくこととなりますが、今回は公募前に皆様から意見を伺うため、配置案を一度、作成し、お示しさせていただきました。今までご覧いただいていた全体の配置図につきましては、資料の上側が北となっておりますが、配置の関係上、今、お示ししている図に関しましては、資料の左側が北側に当たりますので、その点、ご注意をいただければと思います。

まず、資料の説明をいたします。資料左側、地図上では北側にありますが、保育園、2階建て、延べ床1,000平米ほどの施設。続いて、真ん中に地域交流スペース、高齢者施設を整備し、階高3～4階の延べ床4,000平米程度の施設。さらに一番右側に、防災備蓄倉庫、障害者施設として3階建て、延べ床2,000平米ほどの施設の配置案をお示しいたします。あわせてオレンジ色の点で囲った部分ですが、現在西門部分の公園入口を、広域避難場所としての機能拡充の観点から、円滑な避難のための経路・空間の確保や、各施設や公園利用者のための空間としてオープンスペースの確保を検討しております。また、地図上の左下のところに赤い矢印で示されている部分につきましては、基本的には施設内となりますが、施設内に設ける緊急時の避難経路を想定しております。通常時では施設の敷地となりますので、一般の方は公園側からも道路側からも通る通路ではなく、緊急時、災害時等に活用いただく通路として考えております。

次のスライドをご覧ください。ここからは簡単ではございますが、想定されます5種類の施設につきまして、概要・概略をご説明いたします。まず①地域交流スペースになります。想定規模としては300から400平米程度の会議スペースやオープンスペースなど、多目的に活用できる交流スペースを考えておりますが、利用方法など具体的な内容については今後ご意見を伺いながら整理してまいりたいと考えております。現状、この地域には会議スペースや交流空間が少ないこともございまして、交流によるにぎわいが生まれる空間の形成を目的としております。

次のスライドをご覧ください。次に②防災備蓄倉庫になります。規模は300から400平米程度です。分散備蓄計画に基づき、災害時の物資搬送の負担軽減、迅速な供給体制の整備のための倉庫となります。備蓄の物資につきましては、記載のとおり、6,000人×3日分の備蓄物資となっております。現状、区内の拠点となる倉庫は3カ所ございます。しながわ中央公園に1カ所、八潮に2カ所と東側に固まっております。今回この場所に防災備蓄倉庫を設置することで、荏原地区の拠点としての体制強化を図ってまいりたいと考えております。

次のスライドをご覧ください。次に③保育園となります。想定規模は1,000平米ほどとなります。2階建て、100名規模の保育園を想定しております。通常開園時間につきましては、7時半から18時半を予定しております。また、一、二時間程度の延長保育を行う場合がございます。送迎のピークは近隣園の状況を踏まえたと、9時前後と18時前後となることが予想されます。区では地域の子育て環境、保育環境を充実させるため、各地域で子ども・子育て支援事業計画に基づいて、必要な保育施設の整備を進めているところでございます。

次のスライドをご覧ください。④高齢者施設となります。3つの機能を検討しております。A、B、Cとございまして、A地域密着型特別養護老人ホームという入居者施設、B看護小規模多機能型居宅介護というデイサービスのような通いの施設、それからC認知症高齢者グループホーム、入居の施設となります。想定規模といたしましては、3,600平米、3階程度を想定しております。定員ですけれども、Aは29名、プラスショートステイを考えております。B小規模多機能型居宅介護につきましては、利用のための定員が29名、Cグループホームにつきましては、27名定員と考えております。近くの類似施設としては、平塚橋の特別養護老人ホームなどもありますが、あそこは100名規模の大規模な施設となっております、こちらは地域密着型として小規模な施設を想定しております。対象者としては、Aは常時介護が必要な方が入居いたします。Bは通いを中心として介護を受けるための、いわゆるデイサービスの施設になりますので、車の送迎が想定されます。Cは認知症の方の共同住宅になりますので、入居される住まいというものになります。区でも高齢者人口は増加しており、要介護者も増加の見込みとなっておりますので、住みなれた地域で生活するための介護拠点として整備を考えているものです。

次のスライドをご覧ください。⑤障害者施設になります。2種類ございまして、1つ目、児童発達支援センターになります。想定規模1,200平米程度となります。先に説明した防災備蓄倉庫とあわせて3階建て程度を想定しております。定員は20名で、1歳から就学前の児童が対象となります。想定機能といたしましては、子供の発達に関する相談、また通いの事業といたしましては、日常生活のための訓練、集団生活を送るための適応訓練などを実施する施設となります。通常の開所時

間は8時から18時、1日午前と午後にそれぞれ2回の送迎バスが入る施設となります。区内では現時点、東品川にて改築を進めて整備をしておりますが、その1カ所しかないというところで整備が急務となっております。この施設を整備して荏原地区における相談、療育体制の充実を図りたいと考えております。

次のスライドに移ります。⑤障害者施設としてもう1つ、就労継続支援B型施設という通いの施設になります。規模としては300平米ほど、定員20名程度となります。こちらは長い名前がついておりますが、企業等で就労することが困難な障害をお持ちの方が通う施設でございます。就労や生産活動を通じて、知識・能力の向上、生きがいの場を得るための支援を行う場所になります。実際にこの場所で軽作業等の就労を行うこととなります。通常の開所時間は9時から17時となります。基本的には自立が可能な方であり、本人がみずから通勤することを想定しております。現在、区内に同様の施設は10カ所ございますが、荏原地区には1カ所もございません。荏原地区での就労の提供、生きがいの創出につなげたいといったところでこの施設の整備を検討しているものになります。

以上、ここまでが品川区で現在検討している各施設の概要となります。長くなりますが、続いて、道路整備についてご説明いたします。

次のスライドに移らせていただきます。次に整備する道路の計画についてでございます。道路整備の目的としましては、広域避難場所である林試の森公園への避難者の安全な避難経路の確保、それから延焼火災の炎から避難者を守るための消防活動空間の確保、あわせて緊急車両の通行空間の確保です。これらの目的のために幅員6メートルの道路を基本的に整備したいと考えております。

まず公園の西側にあります、図の①の部分になりますが、現状幅員4メートルの区道及び私道が走っておりますが、公園側に2メートル分の用地を確保し、6メートルの区道として整備いたします。なお、①の道路整備のうち北側部分については、公園部分として整備される部分になりますので、公園エントランスと機能が重複するため、現状の4メートルの道路を確保して、区道として整備する予定でございます。

次の公園の東側②の部分になります。現状、国有地に沿って区道がある部分につきましては、国有地側に拡幅して6メートルの区道を整備し、現状区道がない部分については、公園となる部分に沿って6メートルの区道を整備する方針を考えております。また東京都が公園用地として買収し所有する都有地と宿舎跡地を都立公園のエントランスや公園施設などとして一体的に整備・管理を行うとともに、今回公園計画区域から削除する私有地の接道を確保いたします。さらに平常時も安全な道路としてお使いいただくため、歩行者通行部分の確保や違法駐車対策など、必要な対策を施してまいりたいと考えております。

また、図の③の部分については、現状7メートルから8メートルの道路が既に整備されておりますが、歩行者の安全性を高めるために、施設前面や公園の園路などにより幅1.5メートル程度ですが歩行者空間を新たに確保したいと考えております。

次のスライドに移ります。続きまして、東京都の林試の森公園拡張計画になります。公園拡張につきましては、図のAのエリア、既に開設している公園の南側の部分については約2ヘクタール、図の左上の上の部分ですが、Bのエリアについては



0.18ヘクタールの、合わせて2.18ヘクタールの拡張を予定しております。東京都における計画の方向性につきましては、跡地利用方針で先ほど説明をいたしました次の点を踏まえまして整備をいたします。避難場所の防災機能の向上、地域に開かれた魅力ある公園とし、にぎわいや交流空間を形成する、緑の連続性や歩行者ネットワークの形成に配慮する、既存部分も含めて公園機能の向上を検討していく。都立公園の整備計画につきましては、学識経験者や公募の都民委員からなる東京都公園審議会の答申を受けて策定しております。都立公園につきましては、その性格上、広域的な利用がされることなどから、計画策定の過程において、地元自治体の意見を聞くとともにパブリックコメントなどを実施し、広く都民の意見を聴取いたします。公園審議会につきましては、今年度中に諮問の予定となっております。

次のスライドに移ります。次に荏原消防署小山出張所になります。想定規模といたしましては、1,050平米程度で各種災害の出動拠点となるほか、火災予防や防火防災指導等に関する各種受付窓口業務などを行う施設となります。その他、地域の方々が防火防災に関する講話や、応急救護訓練等で利用する防災教室や、防火防災に関することを相談できる都民相談コーナーを設置、整備する予定です。また、職員や消防団の訓練施設や地域の方が初期消火訓練などを行える防災訓練施設などを整備していきたいと思っております。現庁舎につきましては、竣工から54年が経過しておりまして、老朽化が進んでおり、狭隘化が著しいことから、防災拠点として機能の強化と都民サービスの向上を図るため、改築を行うものとなります。

以上が各施設・道路計画の案となります。

次のスライドをご覧ください。次第の4としまして、今後のスケジュールとして施設整備及び道路計画に関する、今後のスケジュールの案をお伝えいたします。スケジュールに関しましては、現在の想定スケジュールであり、土地の取得時期、それから施設内容を整理していく中で前後する可能性がございますので、参考という考え方ではございますが、皆様にお示しをさせていただきます。まず、上段国の動きになりますが、現在のところ、峰友寮及び小山台住宅西側5・6号棟の解体工事につきましては、今年4月から5月より着手する予定です。その工事に関する近隣住民説明会につきましては、国から事前に開催されると聞いているところです。

次に品川区になります。国の解体後、国有地の取得については、平成31年度から32年度を予定しております。その後、防災の観点から西側道路の整備をいたします。施設の整備につきましては、平成34年から36年度という時期を想定しております。なお、南東側の道路の整備につきましては、その下の東京都の公園整備とあわせて実施したいと考えております。

続いて東京都の部分です。東京都の公園部分については、平成32年度から33年度に土地取得をし、34年から35年に公園整備を実施する方向で調整しております。消防部分につきましては、平成31年度に土地取得、34年から35年に整備を予定しております。スケジュールの想定としては、以上となります。

先に説明いたしました施設整備案、スケジュールに関しましては、繰り返しになりますが、現在の想定となりますので、その旨、ご承知おきいただき、ご意見等いただければと考えております。

次のスライドをご覧ください。最後に問い合わせ先となります。こちらのスライドに記載のとおり、問い合わせ先につきましては、お手元資料にも最後に同じもの

がございますが、担当部署の連絡先となります。1枚目が品川区、2枚目のスライドが東京都となります。ご不明な点等ありましたら、ご連絡いただければと考えております。

以上、申しわけございません、長くなりましたが、本説明会の趣旨・目的、それから小山台住宅等の跡地利用方針の説明、各施設、道路計画、そして最後にスケジュールの案をご説明させていただきました。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

**○司会** 以上で説明を終わります。続きまして、意見交換に移り、皆様のご意見を頂戴いたします。恐縮ですが、発言なさる際には挙手をお願いしたいと思います。また質問される方をご指名させていただきます。職員がマイクをお持ちいたしますので、お名前とご住所を可能な範囲でおっしゃっていただいて、ご質問をお願いいたします。また、会場に多くの方がお越しいただいております。多くの方からご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご意見やご要望につきましては、お1人、1～2分程度におまとめいただけますと幸いです。また複数ご質問がある方につきましては、まとめてご質問をいただけるようお願いしたいと思います。

それでは、意見交換に入ってまいりたいと思っておりますので、ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いします。係員がマイクをお持ちいたします。

**○参加者 1** 説明ありがとうございました。2点あります。まず1点目が17ページで品川区のホームページにも資料があるとの話ですが、具体的なURLを教えてくださいたいと思います。

今、口頭で言っても、多分皆様メモができないと思うので、後日、何かしらの方法でここにありますよという形で示していただけたいと思います。大丈夫でしょうか。

**○品川区企画調整課** では、お答えさせていただきます。本日の説明会の資料もあわせてホームページにアップをさせていただきます。そこにリンク先として利用方針等説明会の資料も閲覧できるように整理をさせていただきます。また階層等で探すのが難しい場合につきましては、ホームページの右上のところに検索ボックスがございます。そこに小山台住宅跡地と入れて検索をしていただきますと、こちらの方針の部分が検索できるようになっておりますので、そちらもあわせてご利用いただければと思います。

**○参加者 1** ありがとうございます。2点目です。27ページの道路計画の部分ですが、青字の箇所が道路の拡幅だというお話ですが、28ページのAの上の部分とかに道路を拡幅するという計画はないのかなと疑問ですけれども、いかがでしょうか。

**○司会** 道路関係の質問のため、木密整備推進課にて回答をお願いいたします。

**○品川区木密整備推進課** 道路の計画についてでございます。今回、6メートル

ル道路を計画しておりますのは、広域避難場所、林試の森公園の外周ということでございまして、北側は特に計画しておりません。

○参加者 1 計画していないのはなぜなのかなと思ひまして、今の27ページの②の部分を見ていますと、真ん中のところが結構かくかくとなぞっていると思ったので、このAのこの上の部分だと、ある程度フラットに1本なので、そちらのほう消防署、消防車、救急車が通るときに便利なのではないかと思つた次第なのですが、いかがでしょうか。

○品川区木密整備推進課 お答えさせていただきます。28ページのAの部分というお話ですが、これは資料には色が塗られておりませんが、緑色に塗られている部分は公園が新しく増える部分でございます。その上の白い部分と緑の部分がつながって、公園としては一体になりますので、仮にそこに道路を入れてしまうと公園を分断する道路といった形になってしまいますので、皆さんにもし、無いに越したことはないのですが、延焼火災が押し迫って逃げ込む際には、広域避難場所としては一体であるのが望ましく、その周りに迫りくる炎をくい止めるための、消防活動であったり、逃げ込まれる方が円滑に逃げ込んでいただくために、公園に沿って6メートル道路を整備したいというのが、本計画の内容でございます。

○参加者 1 わかりました。ありがとうございました。

○司会 では、続きまして、それでは後ろの方。

○参加者 2 とても大切な施設だと思いますので、これはぜひ必要、私たち区民にとってとても大切な利用する価値のある有用な施設だと思います。ぜひ実現させてもらいたいと思うのですけれども、であるからこそ、利用する人の利便性、利用する人に対してもう少しやさしい気持ちを持ってもらえないかなというのが私の印象です。通ってくる人もいます。保育園もあります。ご存じだと思いますが、この西側というのは駅から大人の足で歩いて十四、五分かかります。もう少し駅に近いほうが利用する私たちとしてはありがたいと思うのです。さらにいい施設になると思います。ですから東南の、官舎が全く使われていない廃墟のようになっている、あの跡地で駅に近いところがあります。ああいうところは利用できないのでしょうか。駅から四、五分で行けると思うのですけれども、利用するほうのちょっと立場になって考えていただけたらと思つたのですが。

○司会 東側のほうが利便性があるという、施設の配置の関係のお話だろうかと思ひますので、企画調整課から回答をお願いします。

○品川区企画調整課 私からお答えさせていただきます。資料のスライドでいきますと、12になります。導入施設・各機能配置図のところ、今、貴重なご意見を頂戴いたしました。西側のほうに品川区の施設が来ているものについて、東側のほうに複合施設を配置することで駅から近くなるのではないかと。利便性のところ

でそちらのほうがよりよいものになるのではないかというご質問でございます。これにつきまして、区のほうでも広域避難場所を防災の観点から、東京都と一緒にこの部分について拡充をしたいといったところもございます。資料13ページ、14ページで配置の比較、それから敷地の有効活用といった観点、それからにぎわいの充実といったところについての複数の考え方をもとに、今回このような形の配置案を方針に載せさせていただいたところでございます。駅に近い、それから歩きやすい道路といった整備をする中で、南側の道路だったり、それから西側の前のところでしたりといったところにも歩道上の空地も設けつつ、回遊性も含めて、よりよいものにしていきたいといったところで今回の計画を考えさせていただきました。

○司会 よろしいでしょうか。次の方質問をお願いします。

○参加者3 この13ページの検討条件がよくわかりません。どんな建物を建ててこういう検討経過になっているのか、全くわからないので、すごく疑問に感じます。この辺、後で開示していただけますか。

○司会 建物の計画の中身でしょうか。

○参加者3 検討条件です。どんな建物を想定して、こういう避難有効面積が出てきたのかがわかりません。

○司会 13ページの比較の想定条件、こちらについては。

○参加者3 今、回答できないのであれば、後でちゃんと正式に説明をいただければと思います。

○司会 中身については、東京都での検討になろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○品川区企画調整課 現時点でお話できる内容のところについて、品川区の企画調整課から説明をさせていただきます。建物の配置の考え方を今日お示しさせていただきまして、施設の中身についてもまずは案としてお示しさせていただいています。施設の形についても、まだこれから公募などを行って考えていくところになりますので、まず想定といたしまして、高さが五、六階建ての大きな大規模な施設を建てた場合に、相対的にどのような避難有効面積になるかといった観点から想定をしたものと認識しております。以上です。

○参加者3 わかりました。では、その前提条件が変わればこの結果も変わるということで理解しました。ありがとうございます。

○司会 左手の方、お願いいたします。

○参加者 4 前回の説明会の際の要望である3階建て以内になっているようなので、それはありがたく思っています。細かい話なのですが、今、峰友寮の前に資源ごみのごみステーションがあるんですが、施設ができた後も場所もそれほど変えないなど、考慮できるようになるのでしょうか。

○司会 企画調整課にてお答えします。

○品川区企画調整課 施設の資源ごみのステーションにつきましても、道路の幅、施設の整備もあわせて、どのような形にとれるかというところを現地を確認をした上で、また個別にでも全体の計画の説明の中でもご相談をさせていただければと思っております。

○参加者 4 あともう1つなのですが、西側の道路が広がって、施設ができますから通行量も増えると思うんですが、西側の道路と南側の道路の交差点のところ、つくったほうがいいのかどうかわかりませんが、信号はどうなるのでしょうか。

○司会 道路の関係となりますので、木密整備推進課からお願いします。

○木密整備推進課 ご意見をいただきましたので、今後、交通管理者と協議したいと思えます。

○司会 では、一番後ろのほうでお手を挙げていただいている方から、お願いします。

○参加者 5 本日は詳しいご説明どうもありがとうございました。私はずっとこの土地に住んでおまして、小山台公園跡地に関しましては、小山台高校が移転してくるとか、民間に売り渡されて大きな建物ができるなどといういろいろな噂がありましたので、本日のご説明を聞いて大変安堵いたしました。ありがとうございます。

本日、質問とお願いがそれぞれ1点あります。まず質問ですが、17ページの上の図に、小山台公園を廃止した区域とか小山台公園を廃止し、とありますが、この計画の前後を見ますと、小山台公園は廃止されず残るように見えるのですが、この辺はどのような方針なのでしょうか。

それともう1つ、お願いといたしますのは、林試の森の今、小山台住宅の3号棟と昔公園があったところの道があるのですが、3年ほど前にどんどん入居者が引っ越された後、真っ暗になってしまいました。私もその道はなるべく通らないようにしているのですが、あまりにも暗いため、関東財務局に電話をして、ライトをつけてもらうようお願いし、数日以内にすぐご対応をいただきました。今ライトはきちんとついているのですが、時折ライトが故障して、真っ暗なときがあります。今後はそういうときはどちらにお願いしたらいいのか。また管理はどちらがなさるのかお教えいただければと思えます。よろしく願いいたします。

○司会 それでは、まず小山台公園の廃止等々に関しましては、公園課からご説明させていただきます。

○品川区公園課 小山台公園につきましては、17ページの西側、左側の既存の小山台公園につきましては、廃止せず、既存の公園のままご利用をしていただきます。廃止いたしましたのは、右側、黄色く塗り潰させていただいておりますところにつきまして、都市計画上小山台公園を廃止するものでございます。

○品川区企画調整課 続きまして、国有官舎の管理に関するお問い合わせでございます。現時点ではまだ国の持ち物となっておりますので、お問い合わせいただく内容としましては、国のほうにご連絡いただくのもございますが、もちろん品川区、企画調整課にご連絡いただく形でも、私のほうから国のほうにご要望としてお伝えすることもできます。どちらでも構いませんので、ご連絡をいただければと考えております。

また、取得後につきましては、取得した後の管理の部分になりますが、基本的にはちょっとまだ取得の時期が見えないところもございます。まずは企画調整課、品川区のほうに一報ご連絡をいただければ、どのような対応にするか、各セクションに連絡をとらせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○参加者5 どうもありがとうございました。

○司会 前のほう、一番真ん中の方。

○参加者6 質問が2点とお願いが2点あります。まず、1点目。先ほどの人の質問とかぶるところもあるんですけども、13ページの建物配置ごとの避難有効面積の比較検証ですが、直感的に建物なしでなぜ面積が減るのかというところがありまして、これに関して、別に今、お答えいただかなくてもいいので、この比較検証をどのように計算したのか、どのような条件で実施したのか資料を今後公開していただきたいと思います。

2点目はスケジュールの話ですが、31ページ目、国の解体で峰友寮及び小山台西側5・6棟を解体がありますが、1から4に関しては東京都が32年度、33年度の土地取得・解体のところでやるという認識でいいのでしょうか。

意見として1点なのですが、27ページの道路の拡幅のところに関して、②の南東側道路の拡幅・新設があり、先ほども歩道などきちんと整備しますという話をされたと思うのですが、現状ここは3メートルでかつ公園側の出口のところに大きな木があり、ほぼ車が通らない状況になっています。ご存じかもわかりませんが、小山台小学校の生徒たちが、小山台一丁目を抜けるときにわざわざここを通るので、現状車が通らないので子供たちは気楽に通っていますけれども、6メートルに拡幅されるとなると、ある程度の車の交通も見込まれると思うので、そこら辺も考慮して歩行者の、子供の安全の確保をきちんとご検討いただきたいと思います。以上です。

○司会 避難有効面積の比較検証の件、それから1から4号棟の解体につきまして、企画調整課のほうで回答をお願いいたします。

○品川区企画調整課 では企画調整課からお答えをさせていただきます。まず、1つ目の建物がない場合の避難有効面積が減るのかといったところになりますが、公園の周辺で発生した複数の火災による輻射熱の影響を考慮いたしまして、避難場所内の避難空間の利用可能な空地のことを避難有効面積という形で表記しております。耐火の建築物がありますと輻射熱が遮断されるといった効果がございまして、避難有効面積の増加がされることになりまして、その建物がないことによりまして、耐火の建築物がないとその分避難の有効面積、輻射熱を遮断するものがないといった影響により、有効避難面積が減ると認識しております。

2つ目、スケジュールにつきまして、31ページになりますが、小山台の東の1～4号棟の解体につきましては、現時点、東京都のところに線は引かせていただいておりますが、国との協議中といったところで、確定の事項ではございません。

○参会者6 ありがとうございます。

○司会 3点目の道路のご要望については。

○品川区木密整備推進課 道路の安全についてのご質問です。現在、4メートル程度の道路を6メートルにするということで、皆さんの要望を聞きながら、警察など関係者とも協議し、安全な道路にしていきたいと思っております。

○司会 一番奥の方、お願いします。

○参加者7 どうもお世話になります。よろしく申し上げます。冒頭ですけれども、本日のこの説明会の開催に当たり、通達されていない世帯もございましたので、これにつきましては、遺憾ですので、後日、ご説明よろしくをお願いいたします。この席でちょっとご紹介しました。

質問、大体4件あります。まず1点、本日の説明会ですけれども、当初からおそらく企画されてない会だと思えます。なぜ急遽、行われるようになったのか。その背景をちょっと教えていただきたい。これは企画調整課ですね。

次に品川区の都市計画の進め方についてお尋ねします。小山台住宅跡地のこの利用については2月6日、東京都の都市計画審議会で目黒公園の計画として承認されています。延べ35名の3通の意見書がその東京都の審議会の場で決裁され、承認され、それについては、計画自体変更はなしといった形になっております。実はこの35名、3通の意見書は全て品川区の福祉施設並びに先ほどからお話があります区道についての意見書並びに反論事項であります。今回なぜ品川区の事業に対する意見が東京都の審議会で審議されることになったのかということについて、理解できないところがございます。当然、東京都のこの意見書の回答についても、今後、地域住民に対して丁寧に説明を行いながら進めていくという話を東京都側が品川

区から聞いているという回答であります。だから東京都審議会に皆さん安心してくださいますよと言っているものだと僕はどうしてもこの会議録を見ると感じてしまいます。それはちょっとおかしいのではないのでしょうか。品川区の事業についての話がほとんどです。このようなところをなぜ東京都の審議会にかかってしまうのか。その前に要は区民、住民が審議に携われる、意見が言える機会やシステムが品川区にはないのかといったところをぜひお話をお聞きしたいといったところがございます。これも企画調整課ですね。

消防庁に伺いたいのですが、今回の消防道路、これは27ページで先ほどからお話がありますが、27ページの公園沿いの南側にこのようなかくかくした道ができてしまいます。6メートルあります。消防庁、消防署の方からもご意見を伺いましたが、とりあえず回すと言っていましたけれども、ほんとうにプロの方から見て、スムーズにこれが東側の地域の方々まで消防車両がスムーズに行けるような道ですか。これについてご意見をお聞かせ願いたいです。ちなみにこの意見書については、もっとスムーズに先ほどおっしゃられていた方もおりましたけれども、真っすぐな道を通したほうがいいのではないかというご意見もございましたが、僕はそのとおりでと思うし、これについて消防庁のご意見を伺いたいといったところです。

あと、小山出張所の移転につきまして、これは隊員の方からも僕はお話を聞きました。実際に訓練する場所が非常にないという話を切にお話しされる方がほとんどです。僕は、目黒、それから荏原全部、回らせていただきましたが、そのようなご意見がほとんどです。それについては非常に納得です。ただ、今の大きさが70坪ぐらいの敷地面積だと思うのですが、それが今回約5倍から8倍ぐらいの移転といった形でそのスペースが確保されています。これについて具体的にどのようなものができるかがよくわからない。訓練施設というのはわかりますけれども、ただそういった場所があるのであれば、この西側の福祉施設が少しでも活用できるように、今、3階建てとか4階建てとか言っていますけれども、それがもっと2階になるとかいった施策に結びつけられるところがあるのではないかということも含めて、議論の余地がないのかなというところはお尋ねしたところです。

あと申しわけないのですが、最後に柏原企画調整課長にお尋ねします。昨年の平成30年1月23日の区議会の審議会で法的なものという形でお話ししたと思うのですが、西側に5階建てまでは可能というお話をされていると思います。これについて、今、どのようなお気持ちでおられるか。それは絶対にやらない方向でいくのか。これは委員さんの質問に対してはお答えしていると思いますが、今のお気持ちをお教え願いたいなというところでよろしくお願ひします。

○司会 ありがとうございます。整理いたします。説明会開催の背景、それから区民が事前に関わるような機会がないのかということにつきまして、あと企画調整課柏原への質問については、企画調整課よりお願ひします。都市計画変更につきましては、区と都と両方ございますので、区は公園課、都は都市整備局にお願ひいたします。消防庁は南側の道路について通れるのかという質問と、小山出張所の拡大の部分について、具体的にどういうものがあるのかという質問につきましては、消防庁からお答えをさせていただきます。順番にお願ひいたします。



○品川区企画調整課 1つ目の質問につきましてでございますが、今回の説明会に対しましては、まず1つは平成30年10月31日付で今回の利用方針の策定を行ったところからの周知となっております。また、地域の皆様からこういう計画があるのであれば説明会が必要なのではないか、それから審議会、計画の公園審議会につきましても、委員からもそういった意見が出て、今回の計画説明会を開催させていただくという流れになってございます。品川区といたしましては、今回、さまざまなセクション、東京都、国、品川区とかかわる部分で、さらにこれだけ大きな土地であるところから、説明会等の開催は新たな試みとしてやらせていただきつつ、今回アンケートもお配りさせていただきまして、そういったところのご意見を皆様から頂戴して、それを反映させていきたいと考えてこの説明会を開かせていただきました。以上です。

○品川区公園課 それでは、続きまして公園課から、先ほど都の都市計画審議会につきまして、小山台公園を廃止するところに品川区の施設をつくりますけれども、こちらに関する意見が行っているところのご質問に対してお答えをいたします。先ほどお話がございましたように、2月6日、東京都都市計画審議会で、目黒公園、林試の森公園の拡張する部分の審議会が開かれたわけでございますけれども、それに先立ちまして、12月27日、品川区でも都市計画審議会を行いまして、審議をしてございます。その中で、審議をいたしました意見書にあったような東側に施設を配置したほうが望ましいのではないかというご意見をいただいて、品川区でもいろいろなご意見をいただいた中で審議をしたものでございます。また意見書の内容が小山台公園跡地につくる施設を東側に配置したほうがよいのではないかというご意見がございましたので、こちら林試の森公園の拡張する部分にかかわることであることから東京都にも意見書を提出いたしまして、東京都でも審議を行ったというところでございます。以上です。

○東京都都市整備局 東京都都市整備局です。東京都における都市計画審議会も2月に行われましたけれども、先ほど品川区から説明がありましたとおり、ご意見の内容が東京都が決定権限を持っております都市計画目黒公園、林試の森公園の拡張を予定している区域にこの区の施設を建てるべきではないかというご意見だったものですから、それに関しまして関連する案件ということで東京都都市計画審議会としても意見として承らせていただいたところでございます。

○参加者8 説明になってないじゃないですか。ご意見に対して丁寧に説明するといっているが、説明になってないじゃないですか。それは審議会をやったというだけのことで、全然、説明になってないじゃないですか。

○司会 続けてよろしいですか。続いて消防庁から回答願います。

○参加者7 すみません。品川区として、要はシステムのいいですかと聞いているのですが、回答をいただきたい。今回の審議会では東京都の審議会では何でスタートしてしまうのか。その前に品川区で審議会等々に、同等の要は企画というもの

があるべきなんじゃないですかと聞いているのです。

○品川区企画調整課 私からもお話をさせていただきます。まず、こちらの公園の都市計画の案件でございますけれども、小山台公園という区立の公園があるということ。それから林試の森公園、これは都立公園で目黒公園と書いていますけれども、こちらのほうも拡張があるということで、両方にまたがっているような案件になります。申しわけありませんが、周知のほうがうまくいっていなかったのかもしれないのですが、区立のほうの小山台公園の関係の都市計画の変更がありましたので、こちらは品川区の都市計画審議会が開催し、そこでこの案件は小山台公園に関することについては案件として、都市計画審議会を開いております。その事前の説明会、資料を示しての説明は地元の方に行っているところであります。

○参加者 7 行われたということですか。

○品川区企画調整課 行いました。その後に東京都にて、目黒公園の都市計画審議会を開いているという順番で開いております。事実としてはそういうことです。あわせて先ほど最後のご質問がありましたけれども、そちら、建物が5階建ての話です。これはおそらく私が区議会の委員会を開かれたときの質疑のやりとりのお話だと思います。法的にはおっしゃっていただいたとおりに、法的に考えられる施設の容量としてはマックスボリュームで5階建て程度までは建てることは可能ですという答弁をさせていただきました。現在、気持ちというところでの質問ですが、今回、1つの案として今回この説明でお示しをさせていただいた案としては、それよりはボリュームとして、建物としては低い建物という考えでおりますし、今後の、仮にここでこういう建物を建てるとなった場合には、どういった建物の形状、それからボリューム含めて、ご意見を伺いながら施設の内容については決めていきたいと思っておりますので、このような大きな建物には私としてはならないだろうという想定で今、考えているところです。

○司会 続いて、消防庁よりお願いいたします。

○東京消防庁 消防庁でございます。まず、1点目の道路の車両通行が可能かどうかにつきましては、申しわけありませんが、ここで断言できないもので、即答、回答は差し控えさせていただきたいと思っております。ただし当然、道路状況、4メートル、かなり狭隘なところがございます。東京消防庁は大型車両だけではなく小型車両もございます。また車両が通れないところについてはホース活動、狭隘な道路でも活動ができるような体制をとっております。

2点目の敷地面積に関してございます。先ほど敷地が約5倍ということで、ご意見いただきましたけれども、現在の建物も220平米ということで、今の行政需要に合わせた想定1,050平米程度の約5分の1ということで、非常に狭い建物になっています。もともと古い庁舎で、ここは災害活動がメインの庁舎であり、例えば想定している防災教室ですとか、都民相談コーナーとか、地域の方に開かれた施設になっておりません。今回、当然、災害活動の活動拠点の強化だけではなく、

都民に開かれた施設にしていきたいと思いますので、施設の規模につきましても1,050平米ということで、それなりの施設、敷地が必要だということでご理解をいただければと思います。

訓練につきましても、ご覧いただき、訓練所の必要性をご理解いただきありがとうございます。おっしゃるとおり、訓練施設が非常になく、今回、新たに土地を取得できるに当たって、ぜひ訓練所を整備したいと考えています。こちらの訓練所につきましても、消防隊だけではなく、消防団の方々、それから地域の方が実際に放水体験等、実働の訓練ができるような施設にしていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○参加者7 消防車両というのは今、1台ですが、移転しても1台なのでしょうか。

○東京消防庁 現時点で配置車両はまだ決定していませんけれども、ただし、おっしゃるとおり現在の配置車両は1台です。ただ、今後の行政需要を踏まえて、車両を増強できるような施設にしていきたいと考えています。

○参加者7 西小山地区にこの分署がありますけれども、そこが移転するので、今回、その部分が手薄になってしまうのです。特に西小山並びに目黒区の北側のところが、非常に手薄になるので、その部分の補充は消防庁で十分吟味していただいて、それをほんとうに壊すのか、それとも一時的には残してそれを補充するのか。今、消防庁さんはいまうまく円形の形で消防署ができていますのは事実で、この分署についてはその真ん中の1点の部分にあって、とても重要な位置づけだと僕は思っています。それが今回の移転について、この目黒署のほうに移転してしまうためにこの真ん中のど真ん中の辺が消防的な機能として、ものすごく欠点になるようなイメージを僕は持っているのです。実際、隊員の方とお話しすると、西小山周辺については、やはり3分ぐらいは補充が出来るという話をしていますので、その辺の補充みたいところをどう考えるかというのは、やはりあの地域も木密が非常に多い地域ですから、そこは十分に考えていただきたいというこれは要望としてお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○東京消防庁 貴重なご意見、ありがとうございます。

○参加者7 企画調整課の柏原さんにお話なのですが、今回、説明をされたシステム的にはあると、今お話しされたと思っているのですが、少なくとも我々のところにはその話はありません。実際に今、話をされた区道の新設部分に我々は住んでいるわけです。それにつきましても、今回その話は全くございませんでした。ということは品川区、要は審議会にかけるときに品川区の決裁を受けていないはずで、品川区の決裁を受けないままに東京都の審議会に意見書を出さなきゃいけないこの立場というのはやはりちょっとおかしいのではないのでしょうか。なおかつ東京都がその審議を、まともじゃないけれども、自分のところの領域として審議しますかといったところだと思います。東京都ははっきりいって関係ないですから、この福

祉施設の事業並びに区道の事業については、この事業は品川区の事業ですから、そこら辺、東京都の審議会に何で行かなきゃいけないのかという話です。そこはちょっとこれからも品川区はいろいろなイベントを持っていますよね。そういったところで、こういったことを把握していかなければいけないですかといったところを、これ品川区全体の話として今回お話しさせていただいている部分もあるので、そこについてはぜひ考えていただきたい。ほんとうにこのままでいいんですかといったところで、少なくとも35名、3組の意見書が出ていて、その方々は問題があると実際に感じているのですから、そこは真摯に受けとめてください。それを今後の活動等々に期待しますので、よろしく願いいたします。

○品川区企画調整課 ありがとうございます。冒頭おわびがございまして、申しわけございません。案内が配付できていないお宅があったということで、大変申しわけございませんでした。今、原因を究明しているところでございますけれども、今後、このようなことがないようにしたいと思っております。

それから後段でいただいた最後のご意見です。役所的になってしまうというところになるかと思いますが、東京都と品川区、やはり行政機関として別組織として動いているところがありますので、そういったところがこういうところに出てしまったのだらうと思います。ご意見いただいたように品川区内で起こる、品川区内の事業であったりするものですから、そういったことがないように、法的なものはありませんけれども、どういったシステムのといいますかやり方ができるかというのは、全庁挙げて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○司会 後ろのほうの真ん中の方、お願いします。

○参加者9 前回のときも聞いたけれども、小山台公園を廃止して目黒公園に拡張する地域ということで、地図でいうと左上なのですが、例えば私、下目黒の6丁目の、この高台から見おろす国道の反対側に位置する住宅なのですが、ここに関して植栽とかを植えて、プライバシーを確保するといった計画というのはお持ちなのでしょうか。それは管轄が違う東京都の決定事項でまた説明会とかがあるのでしょうか。地図ですと17ページの左上の部分です。

○司会 こちらは東京都建設局からお答えさせていただきます。

○東京都建設局 東京都建設局でございます。植栽については、これから検討していくこととなりますので、今日いただいたご意見はきちんと受けとめてさせていただいて検討できればと思います。説明会の有無についても今後検討させていただきたいと思っております。

○司会 続いてセンターのあたりの方、お願いいたします。

○参加者10 小山台二丁目の者です。まず多大な問題の発生する西側でないならば、私も施設建設には賛成の立場です。つまり最終目的である施設建設には皆さ

ん賛成の立場で同じ意見ですので、まず話し合いで解決できることを望みます。まずここにおられる品川区の方々とか東京都の担当者の方もご存じの方が多くおられると思うのですが、我が家には重い知的障害の6歳の息子が生活しています。知的障害のある長男が騒音など不快な音からパニックを起こすことは精神科の医師にも診断を受けており、特別支援学校担当担任からも常にこの指摘を受けています。健常者にとっては、工事の騒音を我慢する、しないの範疇の問題であることに対し、長男にとっては、騒音は拷問のようなものであり、我慢するしないを超えた問題であることを理解していただく必要があります。工事が始まれば長男が自宅で安心して健やかな精神状態で過ごすことは困難になります。パニックを引き起こし、自宅での日常生活を送れなくなり、精神障害も引き起こす可能性は極めて高く、区が障害を理解せず、安寧な生活を搾取する事態は必ず避けていただきたい。

前面道路拡張による生命の危険が生じる。前面道路拡張による交通量の増加及び車の速度増は、知的障害児にとって、生命の危機にかかわる死活問題です。自宅購入時、前面道路の交通量が少ないこと、道幅が狭いこと、車が通ってもスピードが出せない道幅は必須条件でした。息子は小学校1年生になり、飛び出し防止のためにしているドアの施錠チェーンを親が5秒、10秒、目を離れた隙に自分で開けて飛び出してしまうという現実があります。そのため、万が一、飛び出しても交通量が少なく、さらに車と接触してしまうような事態が起きても即座に生命の危険につながらない、スピードが出ない道幅の前面道路があることが極めて重要であり、実際その条件に見合うため現在の西側の自宅を購入した経緯があります。購入に当たり、前面西側広場に建物が建たないことは品川区に何度も事前に確認しています。前面道路の拡張はすなわち息子の生活の危険度を増加させ、最悪の場合、死亡にもつながる可能性を助長するものであり、到底容認できません。また工事のために大型車両が自宅付近を往来するようなことも息子の危険に直結してしまいます。また道路拡張による危険は息子だけでなく、この前面道路を毎朝通学路として使用する近隣の子供たちや住民にも及ぶことを申し上げておきます。

以上の点から12月18日に品川区に個別の意見書を提出して回答を求めているにもかかわらず、3カ月たった今でも誠実な回答を一切いただいております。先月末の区議会でも公明党、共産党など議員の方々が品川区側に障害を持つ家庭にはどのような対応をするのか等の質問をしていただいたことに対して、品川区側はその家庭とは個別に対応をしておりますと回答していたようですが、我が家は区から一切の対応をいただいております。どうしてそのような虚偽の回答を平気でされるのか。平気で嘘を述べる区の説明をどのように信じたらいいのでしょうか。もし今後、このような計画を強引に進め、息子に騒音による精神障害、または道路拡張による大きな事故、最悪は死に至るケースが起こった場合、区として誰がどのような責任をとっていただけるのか、明確にお答えいただけますか。これはほんとうに切実な問題ですので、回答をよろしく願いいたします。

○司会 トータルとしましては、施設の配置の場所の関係になるかと思いますので、企画調整課、それから道路の拡張に関しては木密整備推進課から回答させていただきます。

○品川区企画調整課 まず、企画調整課のほうから西側配置の考え方のところにおける騒音の問題があるといったところについてお答えをさせていただきます。配置の考え方につきましては、先ほど資料の15ページでもお示しさせていただいたように、広域的な場所の機能拡充などの観点から今回このような敷地の配置の計画をさせていただいたところでございます。騒音の問題につきましては、事前にご相談をいただきましたところであり、区としても今後、騒音に関しましては、まず一つ国のほうの官舎の解体も始まりますので、国に対する情報共有もしております。あと今後、区として、敷地のところで工事することになった場合につきましては、工事の騒音軽減としてどのようなことができるのか、例えば土日の工事は行わない、もしくは極力敷地の中を通過して工事を行うなど、そういったところについては、意見を伺いながら対応を考えていきたいといったところを、現時点では考えているものになります。

○品川区木密整備推進課 道路の拡張についてでございます。道路の拡張は先ほどから話がありますけれども、広域避難場所の機能を拡充することの目的でございます。交通量を増やすことを目的としているものではございません。今後は安全対策としまして、皆様からご意見をいただきながら、どう安全を図っていけるか。例えばポストコーンを設置することや、道路の片側に安全帯を整備するなど、さまざまな方法を今後考えていきたいと思っております。また、車の使用についても、施設の運営者ですとか業者と安全走行について徹底した指導啓発をしていきたいと思っております。以上です。

○参加者10 ありがとうございます。道路拡張をしたら、普通に考えて、4メートルから6メートルになったら車の量は普通に増えますよね。西側の奥に保育園等ありましたら、必ず保護者が夕方、朝かなりの数の車が通ります。そういったところでどうやって安全を確保していただけるのか。施設の建設の計画を決める前にそのあたりを、確実に安全を保障できる回答をいただきたいと思っております。最重要課題として9ページに書いていただいたように、最重要課題なので歩いて暮らせるまち、住み続けられるまち。これを実現していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○司会 関連質問として、木密整備推進課より回答をお願いします。

○品川区木密整備推進課 ご意見ありがとうございます。ご心配は非常に私どもとしてもわかる場所がありますので、確かに施設の利用の車が入ってくることはありますが、幅員が広がると、その分、車が通る道路を広くするというのではなく、先ほど答弁させていただきましたけれども、今回、防災のために広くするといったところで、車の往来をよくするためにといったものではございません。ただ、確かに施設の車も入ってくるので、現状よりはといったところがありますので、安全な歩道空間の確保であるとか、あと繰り返しになりますけれども、施設を利用する方への周知徹底は施設管理者と十分にその辺は打ち合わせをして、ないがしろにならないような形で整備が進められるようにしてまいりたいとこのように考えて

おります。

○参加者 1 1 すみません。先ほどの問いに対する答えを東京都のほうに確認しましたので、お知らせします。1 3 ページの棒グラフですか。建物の大きさですが、この建物の大きさは1 6 0メートル掛ける高さが1 8メートルです。これの建物を配置したことによって、この棒グラフはできております。ですから、今の計画は先ほどの説明にありましたけれども、この2 0 ページに計画が出ていますが、この建物を建てるということはこの棒グラフとは関係ありません。それで何度も品川区にどうして西側が候補地となるのですかと問い合わせましたら、この棒グラフが根拠ですという話を聞きましたけれども、この棒グラフは仮定の条件によって計算されておりますので、これが必ずしも根拠にならないと私は思っています。そしてこの棒グラフが納められている東京都が民間のプロに頼んだ報告書があります。この地域一帯を調査したものがあります。それはこの計画を始めるに当たって大本にするために調査されたものです。その調査報告書を見ますと、この地図の南東配置のところは小山台一丁目なのですが、ここは木造密集地域となっています。そして現在は国家公務員宿舎があるので、火事の場合、延焼遮断効果がありまして、ここは安全地域と今、なっております。しかしながら、この建物がなくなった場合には準安全地域となると書いてありました。そしてそのためにその報告書はここに板状の建物を建てたほうが望ましいと報告されています。そういうプロの視点から見た考察を排除し西側に決まった理由、根拠を説明いただきたいと思います。

○司会 1 3 ページの棒グラフの件、東京都で報告書をまとめられておりますので、東京都都市整備局よりよろしく申し上げます。

○東京都都市整備局 東京都都市整備局です。おっしゃるとおり、報告書の中では、まだそのときには具体の建物の形状とかいったものがない中ですので、同じ条件の建物を建てた場合ということで、相対的な比較をすることを目的に検証してございます。おっしゃるとおり、建物の高さが1 8メートル、延長が1 6 0メートルという規模の建物をそれぞれ南東側、南西側、西側と、一部南東につきましては、現況1 6 0メートル収めきれないものですから、一部スライドにもありましたように、L型にくびれたような形になってございますけれども、考え得る限りなく同じ形のものを当てはめた場合の相対的な比較を用いてシミュレーションをした結果でございます。

○司会 予定の時間を過ぎていきますけれども、最後にもうお一方申し上げます。

○参加者 1 2 今、回答いただいたことと重複するかもしれないですが、南東の配置のところは今、建っている官舎がなくなる場合、ちょうど木造住宅地が密集しているエリアから、風にあおられて広域避難場所に延焼を起こす可能性を遮断してくれていたものをなくす場合は、道を6メートルの幅に広げるといっても、ここでいうA、B、Cの棒グラフで西側に決定した経緯なんて、はっきり言って全然ナンセンスで全く意味を持たないという形で根拠にされて西にしましたってずっと言

い続けていて、何の意味があるのか。安全性の確保をどうやってするのですか。南東のエリアの今、建っている場所がなくなったら防災の壁をなくすわけですね。だから東側の住民も延焼が起きやすい状況にします。広域避難場所にも延焼を起こす状況にしますといった状況にしながら西側には建物を建てます。ただ、西側はもう既に防火地域に設定されて何十年たって、今、防火地域の建設が全部、住人が何百万も払って建てて、もう既にでき上がっているのです。そこに防火壁をつくる、建物をつくる必要性は何もない。でも土地の南東には壁がないと来ちゃうわけです。なぜそこを潰して、そのままにしてしまうのですか。そのままがいいんですよ。ということは今よりは悪くするっていうことですよ。安全性を確保どころじゃなくて、低減したままにする。そういうような計画を皆さんしているということです。どう考えても西側が望ましいという判断に私はならないのですが、どういう判断から西側になるのか。南東のエリアはそのまま放置して。ナンセンスじゃないですか。皆さん、どう思います？あるいはそれに対する何か新たなこういう情報があるとか、こういう理由で南東はそのままにするだとか、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○司会 引き続き関連で東京都都市整備局からご説明をお願いします。

○東京都都市整備局 先ほどのスライドでも棒グラフが出ており、お手元の資料にもございますが、南東側の配置におきましても現状の避難有効面積よりもアップするということがございます。西側につきましてもアップします。その差が西側のほうが南東側よりもやや有効面積を確保できるという計算になってございまして、おっしゃるとおり南東側に配置することによりましても現状よりも避難有効面積が確保できるという結果になってございます。相対的ではございますけれども、南東側より西側のほうが今時点の建物配置等、建物構造等の数値、情報からシミュレーションした結果、この差が出ているということがございますので。

参加者 1 2 そのシミュレーションには防火地域でその防火地域の建設物がもう既に建っている西側とまだいまだに木造住宅が密集している地域とは何かそういう計算式で計算されているのですか。

○東京都都市整備局 こちらのほうは5年に1度、そういった調査をしております。今回、これは28年度の委託調査でございますけれども、その際に行ったシミュレーションのデータにつきましては、平成23年度の土地利用現況調査という調査のデータをもとに試算してございます。ちなみに平成23年度から5年の調査でございますが、次に行われた調査が平成28年度で、それをとりまとめましたのが平成29年度、そして平成30年の6月に避難場所指定の第8回見直しというのを行っておりますが、その際も平成23年のデータをもとに最新データという扱いで試算し、避難場所の指定等もさせていただいております。

○参加者 1 2 いまどきそんな古い資料をもとに判断をしているという現状はわかりましたけれども、ここで知りたいのは建物を建てた場合にこうなりますとい



うのじゃなくて、建物を建てていない状態だとどうなっているのかということです。

○司会 申しわけございません。一問一答なっており。もう時間を過ぎておりますので、終了後、別途コメントを伺わせていただく形がよろしいかと思えます。

○参加者 1 2 ここが一番大事なところ。

○司会 時間が過ぎてしまっております。

○参加者 8 すみません。これ今日終わらないと思うのですよ。聞きたいこといっぱいあるので、次回開いて、もっと僕も皆さんの意見を聞きたいですし、だったらこの会をやらないとだめだと。これで終わりにしないですよ。

○司会 説明会の開催については、また別途検討させていただきます。

○参加者 8 検討じゃなくて、やるところで言ってください。また続きをやらせてください。

○司会 改めてということで、そのご意見は承りました。

○参加者 8 約束してくれますか。

○司会 必ず今回で終わりにすることなく、皆さんに丁寧に説明をさせていただきます。ご質問、ご意見は、申しわけございませんが、時間を超過しておりますので、ここで終了とさせていただきます。申しわけございません。

お手元にお配りしましたアンケートでご意見等ありましたら、いただきたいと思えます。また、資料に担当連絡先がございますので、個別のご質問、ご意見等承りますので、よろしく願いいたします。申しわけございません。

○参加者 1 3 この議事録は公開されますか。

○司会 議事録の公開についても検討させていただきます。また、早目にホームページに本日の資料も公開させていただきます。それから土地利用方針につきましては、本日、複数の部数をご用意しておりますので、もし必要でございましたら、会場窓口のところでお渡しいたしますので、お声がけいただければと思えます。

それでは、申しわけございません。ちょっと超過して申しわけございませんでした。それでは、こちらで説明会を終了させていただきます。アンケートにつきましては、出入り口に回収箱を設けてございますので、そちらで回収させていただきたいと思えます。

皆様、長時間、ありがとうございました。終了させていただきます。ありがとうございます。

— 了 —